

令和2年第1回市議会定例会

市長提案理由

(令和2年2月27日提案)

令和2年第1回市議会定例会の開会に当たり、ただいま上程されました諸議案の説明に先立ち、市政諸般の報告と新年度の市政運営に対する基本的な考え方を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスの対応について説明いたします。

昨年12月に発生した新型コロナウイルス感染症が世界各地に広まっています。日本政府は、1月28日に「指定感染症」と「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定しました。

本市は1月27日から新型コロナウイルス対応連絡会議を設置し、情報の収集と共有を図るとともに対応策について協議を行ってまいりました。その後、国内にも感染症患者が日増しに増加する状況に鑑み、2月19日には、集団感染などのおそれをできるだけ回避し、市民や観光客が少しでも安心して過ごすことができるように3月末までの一部行事の中止又は延期を決定しました。

また、2月25日に大分県に対策本部が設置されたことに伴い、県及び関係医療機関との連携、情報収集体制を強化し、適切な情報提供を行うため、体制を別府市新型コロナウイルス感染症対策本部へ移行いたしました。

市民の皆様には、手洗い、マスク着用などの予防に努めていただくことをお願いするとともに今後も、関係機関との連携を図り感染拡大の予防に努めてまいります。

次に、「パークPFI事業」についてです。

昨年12月にオープンした「スターバックスコーヒー別府公園店」は、公園の利便性の向上や魅力を高めるため、「パークPFI事業」の一環として公募により設置したものです。県下では初めての試みであり、オープンから一週間は、一日当初見込みの3倍である約1,500人の客数があり、駐車場利用実績は昨年と同じ月に比べて約380パーセント、駐車場売上は約150パーセントと好調なスタートを切りました。現在でも、一日約880人の客数があり、駐車場の利用実績は昨年と同じ月に比べて約498パーセント、売上は約228パーセントと順調な伸びを見せています。

心温まるひとときが「一日中過ごせる公園の実現」により、人と人、人と地域など、たくさんのつながりが生まれるコミュニティーの場となることが期待されます。

次に、第2期別府市子ども・子育て支援事業計画についてです。

子育て支援における「子どもの最善の利益」を構築するために、昨年6月から保育や医療、教育などの関係者で構成する別府市子ども・子育て会議を開催し、議論して

まいりました。

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」と、市民からの意見を取り入れた答申を踏まえ、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第2期別府市子ども・子育て支援事業計画」の推進を図り、本市に居住する子どもやその家族にとって「切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実」を目指します。

続きまして、令和2年度の市政に対する方針について説明します。

令和2年度は第4次別府市総合計画及び第2期別府市総合戦略の計画始期の年となります。

第4次別府市総合計画は、行政が果たすべき役割全般について、長期的な視点で策定する必要があることから、将来に向かい目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示した上で、施策の内容や具体的な取組等については、部門別計画や個別計画に委ねることといたしました。

第2期別府市総合戦略は、市民の幸福を実現する別府創生に向けた再出発の指針となります。

本市特有の様々な資源・強みを最大限に引き出し、有効的に活用することにより、儲かる別府を実現する「しごとの創生」が住民福祉の向上に資する「ひと・まちの創生」につながる好循環を持続的に生み出すまちを創造します。

しごとの創生では、「別府をひとつに」を基本姿勢に、市民・民間・大学・行政等の連携をさらに深化しつつ、人材の育成や確保を図るとともに、新しいビジネスや商品の創出による産業の振興を目指します。

また、ブランディングから魅力的なまちの創造へと質的な充実に重心を移行しつつ、ハード・ソフト両輪による受入態勢の整備等により、関係・交流・定住人口の増加を図ります。

ひとの創生では、出会いの場の創出や出産、子育てに関する支援と利用機会の拡充やワンストップでの対応を推進するとともに、質の向上を図り、さらにきめ細かい支援について積極的かつ重点的に取り組みます。

これまでも、保育・教育現場をはじめとする子どもを育む環境整備に力を注いでまいりましたが、子どもの居場所の拡充や日本一おいしい学校給食の提供など、生活環境や教育環境の整備を図るとともに、学校・家庭・地域が協働して、郷土への愛着と

豊かな人間性や社会性、国際性や多様性を備えた未来の別府人を育成します。

まちの創造では、交通インフラの整備や防災・防犯の取組などによる安全安心なまちづくりを推進するとともに、中規模多機能自治の確立などにより、相互に支え合い、地域課題の解決や活性化に取り組むことができる環境づくりを推進いたします。

また、医療・保健・福祉関係団体等と連携し、健康寿命の延伸に取り組むことにより、生涯健康で幸せに暮らせる「健幸を実現する」まちを創造します。

総合計画及び総合戦略は、成果重視のもと進捗管理を徹底し、すべての政策・施策を確実に実行するとともに、Society 5. 0の実現に向けた最先端技術や持続可能な制度設計のツールとしてSDGsの導入など、新しい時代の流れをちからとして活用してまいります。

2月25日、「BEPPU×デジタルファースト宣言」に基づき、LINE Fukuoka株式会社と本市における市民サービスや観光客満足度の向上及び事務負担の軽減に資することを目的として「地域協働事業に関する基本合意書」を締結しました。コミュニケーションアプリであるLINEを活用した、より豊かな、より便利な未来志向のまちづくりに協働して取り組みます。

また、4月からスマートフォンアプリによる市税や住宅使用料等の納付を開始します。時間や場所を問わない手軽な納付の機会を増やし、市民の利便性の向上を目指します。

観光戦略では、ラグビーワールドカップ大分開催にて認知を得たオーストラリア市場に、ローカルメディアでの動画配信からFacebook等広告を介して別府の特集記事を掲載したランディングページへと誘導する手法を用いるなど、時代にあったマーケティングと情報発信を実施します。

組織機構の再編につきましては、第一に市民本意であることを前提に、夢のある本市の将来像を実現するための組織であることが最も重要であると考えています。

そのため、重点施策やスピード感を持って取り組むべき課題等については、係の新設など機能強化を図り、積極的かつ重点的に取り組んでまいります。

一方で、類似した事務事業の一元化を図り、「いきいき健幸部」に保健師や管理栄養士等を、また建設部の課や係の統廃合により、土木職や建築職などの技術職員を集約し、職員配置の効率化と横断的な体制の強化、連携による事務執行力の向上を図ります。

組織の機能強化と効率化により、社会的背景や構造の変革、多様化する住民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる市役所を目指します。

今年はいよいよ東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。

本市では、「応援村 OUEEN-MURA」の主催者として、オリンピック期間中は「北浜公園」に、パラリンピック期間中は太陽の家「太陽ミュージアム」に応援の場を設け、市民や観光客の皆様と一体となって地方からオリンピック、パラリンピックを楽しみ、盛り上げます。

オリンピックマークの輪を重ねて連結した形は、相互の結合と連帯を意味しています。本市におきましても、本市に関わるすべての人が、「別府をひとつに」総力を結集して、相互理解のもと、それぞれの描く別府の理想像の実現を目指すことが、別府を創生するものと考えています。

また、このオリンピックマークを考案したクーベルタン氏のモットー「先を見て、率直に話し、確実に実行しなさい。」のとおり、将来に向かい、市民の皆さんとの対話を重ね、御約束したことについては、確実に実行していきたいと考えていますので、御理解、御協力をお願いいたします。

続きまして、上程されました各議案の主なものについて、その概要を御説明いたします。

予算関係議案から御説明申し上げます。

まず、補正予算です。

一般会計の補正額は、6億2,100万円の減額で、補正後の予算額は512億7,600万円となります。今回の補正予算では、湯のまち別府ふるさと応援寄附金の増加に伴う関係経費を計上するとともに、国の補正予算を受けて、未就学児の移動経路の安全対策や小中学校の校内通信ネットワークの整備費を計上したほか、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等を行っています。

特別会計では、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療の各会計で決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等を行い、競輪事業では、車券売上金が当初の見込みを上回ったことに伴う関係予算を計上しています。補正額は、6億5,980万円の増額で、補正後の予算額は547億328万8千円となります。

水道事業会計では、収益的収支及び資本的収支とともに、決算見込額に合わせた計数整理として、補正を行っています。

続いて、当初予算です。

一般会計の予算額は、現在進めています中学校統合事業と亀川地区市営住宅集約建替事業がピークを迎えることにより、前年度の6月補正後予算額と比較しまして10.2パーセントの増額となる554億4千万円です。

令和2年度は、地方創生交付金などの財源を最大限に活用することにより財政調整用基金の取崩しを抑制し、市民に寄り添う市政、市民が幸せを実感できるまちの実現を最大の目的に予算を編成いたしました。市民福祉の向上や市民の安全安心の確保、そして、新年度から始まる第2期総合戦略を推進することにより別府の活性化を図ってまいります。

まず、「しごとの創生」に関する取組ですが、「別府竹細工海外販路拡大事業」では、ニューヨーク、パリで竹細工の展示、販売、実演等のプロモーションを行うことにより、竹細工ブランドの付加価値と認知度の向上を図ります。

「コワーキングスペース運営事業」では、昨年4月、鉄輪にオープンした「a s i d e (アサイド)」を活用して、起業家や都市部企業などの働く人が集える場、ワーケーションの場を提供することにより、地域の活性化と併せて企業誘致や関係人口の促進を図ります。

また、市内における交通不便地域の解消や路線バスに替わる新たな交通手段の導入について、その可能性を調査検討するため、「AI活用型オンデマンドバス実証運行事業」を行います。

「ラグビーワールドカップレガシー事業」では、バース市、ロトルア市、本市の3市で、隔年持ち回りによる高校生を対象にしたラグビー交流試合の開催やホームステイなどの文化交流を行うことにより、ラグビーワールドカップ2019のレガシーを後世に伝える取組を始めます。

「ひとの創生」に関する取組では、子ども医療費助成制度について、10月から助成範囲を拡大し、市民税非課税世帯の小中学生の通院医療費に対しても助成を行います。

また、子ども、家庭、妊産婦等を対象に、相談支援体制の強化を図るため、情報提供、相談、調査、関係機関との連絡調整等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

教育関連では、幼稚園、小中学校から保護者への緊急連絡を迅速かつ確実に行うた

め、学校連絡網システムを導入します。また、不登校児童生徒の減少を図るため、心理相談員とスクールソーシャルワーカーを各1名増員し、教育相談センターに配置します。学校だけでは解決が困難な、複雑化・多様化した事例に対応し、学校及び関係機関と連携・協働しながら、児童生徒、保護者への心理的支援及び児童生徒が置かれている環境の改善に取り組みます。

学校、家庭、地域の協働による教育活動の充実を図るため、学校運営協議会の運営や公民館を中心とした地域学校協働本部事業に取り組んでいますが、新年度からはさらにこの取組を強化するため、専門コーディネーターを1中学校区に配置し、教育の魅力化に取り組みます。

「学校給食共同調理場建替事業」では、基本計画の策定後、事業者選定、地質調査等を行います。安全安心なおいしい給食を安定的に供給するため、令和5年度からの運用に向けて事業を進めてまいります。

また、「中学校統合事業」では、昨年9月に着工した建設工事を引き続き進め、令和3年4月の開校に向けて、校舎、屋内運動場、グラウンドなどの整備を行います。

「まちの創生」に関する取組では、昨年12月に株式会社タニタヘルスリンクと締結した「別府市民の健康づくりに関する包括連携協定」に基づき、市民の健康状態の「見える化」による健康づくりの意識啓発を行い、市民一人ひとりの健康状態に合わせた運動の実践、定着を支援することで健康寿命の延伸を図る「みんなで健活ポイント事業」を始めます。

また、BEPFU×デジタルファースト宣言に基づき、市民一人ひとりに合った行政情報の配信、市民と市役所をつなぐ問い合わせ対応サービスの提供、デジタルによる申請受付など、行政サービスの時間と場所の制約をなくす「ICTを活用した情報配信事業」を始めます。

防災関連では、旧南小学校跡地に建設する複合施設に防災用サイレンスピーカーを設置することにより、風水害や地震津波等災害時の情報伝達手段を強化します。また、より多くの市民へ正確かつ迅速に避難情報などが行き渡るよう、スマートフォンで個別に災害情報が受信できるシステムを導入します。

令和2年度は、重点3本柱についても着実に前進させます。

「図書館等一体的整備事業」については、これまでオープンプラットフォーム会議をはじめ様々な場を設けて、市民の皆様の意見を伺ってまいりましたが、今年度末に

は基本計画を取りまとめ、新年度からは、基本設計に着手します。多層な人々が多様な形で集まりやすい動機や環境を備え、周辺関連施設と連携した新たな拠点となる公共空間づくりに取り組むとともに、併せて施設整備後の効果的な運用や活用についても検討を進めます。

「東洋のブルーラグーン事業」では、民間事業者への意向調査を行い、事業手法の導入可能性調査を進めていきます。

また、「別府ツーリズムバレー推進事業」は、別府ツーリズムバレー構想推進協議会からいただいた意見を基に、観光産業の更なる活性化を図るため、起業、創業等の支援の推進、観光産業を担う人財の育成支援、ヒトと企業のつながりの強化など、構想実現に向けた取組に着手します。

国は、地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを高める観点から、企業版ふるさと納税の拡充・延長を決定しました。これにより、企業及び地方公共団体の双方にとってより使いやすい仕組みとなったことから、図書館等の整備や別府ツーリズムバレー構想における取組の推進など本市の地方創生の取組を後押ししていただけるよう、企業に対する寄附の働きかけに力を入れて取り組んでまいります。

次に特別会計です。特別会計の予算総額は、533億8,000万円で、前年度当初予算比で0.1パーセントの増額となっています。

競輪事業特別会計では、収益改善を図るため、モーニングやミッドナイト競輪などの開催日数を増やし、100日開催を目指した運営を行うことにより、前年度と比較して25億2,500万円、11.4パーセントの増額となっています。

介護保険事業特別会計では、利用者や事業所の増加に伴い、保険給付費が増加することにより、前年度と比較して6億5,500万円、5.0パーセントの増額となっています。

令和2年度から公共下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へと移行します。経営、資産等の正確な把握に努め、経営基盤の強化や財政運営の向上を図り、公共下水道サービスを将来にわたって持続的、安定的に提供してまいります。

最後に、水道事業会計ですが、安定給水確保のため、施設拡張改良事業、配水管整備事業、朝見浄水場既存施設更新事業などに係る予算を計上しております。

次に、予算外の議案につきまして、御説明申し上げます。

予算外の議案につきましては、「条例関係41件」、「その他3件」の計44件を提出

しています。

「議第16号 別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」から「議第37号 別府市営湯都ピア浜脇の設置及び管理に関する条例の一部改正について」までの22議案は、公の施設の使用料の見直しに伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第38号 市長専決処分条例及び別府市監査委員に関する条例の一部改正について」は、地方自治法の一部改正により条例が引用する条項に移動が生じたこと等に伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、臨時の監査専門委員の報酬及び費用弁償の額を定めるため、条例を改正しようとするものです。

「議第40号 別府競輪場周辺環境改善基金条例の制定について」は、競輪場周辺の環境改善に要する経費の財源に充てるため、別府競輪場周辺環境改善基金を、「議第41号 ベっふ創生応援基金条例の制定について」は、企業版ふるさと納税による寄附金を活用して地域再生計画に基づく事業を実施するため、ベっふ創生応援基金を設置することに伴い、条例を制定しようとするものです。

「議第42号 別府市手数料条例の一部改正について」は、低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料を算定する場合の特例等を定めるため、条例を改正しようとするものです。

「議第43号 別府市公民館条例の一部改正について」は、北部地区公民館なでしこ分館を廃止することに伴い、「議第44号 別府市公民館条例等の一部改正について」は、地区体育館を地区公民館の施設とし、公民館及び体育施設の使用料を見直すこと等に伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第45号 別府市春木川ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、春木川ふれあい交流センターに整備する多目的広場の使用料を定めることに伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第46号 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、放課後児童支援員に係る経過措置を延長することに伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第47号 別府市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について」は、老人憩の家を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするものです。

「議第48号 別府市敬老祝金条例の一部改正について」は、敬老祝金の名称及び支給対象者を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第49号 別府市印鑑条例の一部改正について」は、印鑑の登録資格を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第50号 別府市中小企業振興基本条例の制定について」は、中小企業の振興に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、基本理念等を定める条例を制定しようとするものです。

「議第51号 別府市公設地方卸売市場条例の一部改正について」は、卸売市場法の一部改正に対応するため、条例を改正しようとするものです。

「議第52号 別府市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について」は、道路法に基づき条例を定めるに当たり参酌すべき道路構造令の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第53号 別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について」は、道路占用料等の見直しに伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第54号 別府市建築審査会条例の一部改正について」は、機構改革により、建築審査会の担当課が変更することに伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第55号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について」は、民法の一部改正により敷金について定められたこと及び連帯保証人の数を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。

「議第56号 別府市公共下水道区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例の制定について」は、公共下水道に区域外流入を行う者から分担金を徴収することに伴い、

条例を制定しようとするものです。

「議第57号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について」は、協議により大分市大洲総合体育館を本市の住民の利用に供させることについて、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

「議第58号 別府市営クレ一射撃場の長期かつ独占的な利用について」は、クレ一射撃場の長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

「議第59号 市道路線の認定及び廃止について」は、道路法の規定により、市道の認定及び廃止について、議会の議決を求めるものです。

以上で各議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。